

新型コロナウイルス感染症に関する仙台市・宮城県の電話相談窓口

仙台市・宮城県の電話相談窓口(コールセンター)【24時間受付】

022-211-3883、022-211-2882

特別定額給付金について

給付対象者 基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている者

給付額 給付対象者1人につき10万円

受給権者 住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主

給付金の ①申請書類の郵送

申請方法 ②マイナンバーカードを活用してのオンライン申請

給付開始日 可能な限り迅速な給付開始を目指す。

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により令和2年4月27日現在、お住まいのところに住民票を移していない方でも、手続きをしていただくと特別定額給付金を受け取ることができます。



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金特例貸付

連絡先(予約申込先)

社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会 ※郵送での手続きも可能です。

代表 070-1398-1681 / 070-3105-3485

青葉区事務所 080-9190-5476 / 宮城支部事務所 090-6088-4507

宮城野区事務所 080-9190-2546 / 若林区事務所 080-7998-2206

太白区事務所 080-4478-5025 / 泉区事務所 090-6071-5795

【受付時間】平日9:00~16:00

新型コロナウイルスに関する中小企業向け情報

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響が生じている中小企業者の方へ支援策等について、随時掲載しています。



【(仮称)宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金】 に関するお問合せ

宮城県緊急事態宣言相談ダイヤル: **022-211-3332**



たかこ村.com 新聞

仙台市議会議員 村岡貴子



vol.2・3
合併号

令和元年 決算等審査特別委員会

令和元年度第3回定例会
決算・一般会計補正予算等審査特別委員会第2分科会

令和2年 第1回定例会一般質問

令和2年 第1回定例会消防局 予算特別委員会

令和2年 第1回定例会教育局 予算特別委員会

令和2年 第1回定例会健康福祉費予算特別委員会



由理主児
村岡 貴子議員
質問中

新型コロナウイルスに関する情報

新型コロナウイルスに関する仙台市・宮城県の電話相談窓口

特別定額給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金特例貸付

新型コロナウイルスに関する中小企業向け情報

【(仮称)宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金】 に関するお問合せ

発行者 村岡たかこ 〒981-0908 仙台市青葉区東照宮1-7-16
TEL.022-725-7870 FAX.022-725-0028
https://takakomura.com/



1. 消防署所の整備について

- Q. 「総合的消防力の整備方針2016」では、消防署所の老朽化の対応として、庁舎の大規模改修を進めるとなっているが、平成30年度の整備状況について伺う。
- A. 宮城野消防署庁舎の大規模改修、太白消防署訓練塔の建替え、若林消防署の温水器更新などの工事を実施しております。
なお、宮城野消防署庁舎の大規模改修は本年8月に完了しております。
- Q. 宮城野消防署は大規模改修を実施したと伺っているが、具体的な改修の概要について伺う。
- A. 宮城野消防署の主な改修内容につきましては、空調設備、給排水設備、自家発電設備、エレベーター等の設備の更新並びに照明器具のLED化や屋上の防水工事などの老朽化対策に加え、仮眠室の半個室化、女子仮眠室の設置及びトイレの洋式化など執務環境の向上に係る改修も行ってまいります。
- Q. 宮城野消防署は大規模改修によりトイレの洋式化や女子仮眠室の環境整備が図られているが、令和元年度における執務環境の向上について伺う。
- A. 青葉消防署の仮眠室の執務環境を向上させる目的で、仮眠室にパーテーションを設置し、半個室化する改修工事を進めてまいります。
24時間の連続勤務を行う消防職員にとって、災害現場活動を迅速かつ的確に行うためにも十分な休憩、仮眠を取ることは重要であると考えております。
- Q. 台原、旭ヶ丘、小松島等の青葉区北部地区において、救急隊が現場に到着する平均時間を超える頻度が高い地域の対応として、小松島出張所の改築を踏まえて検討する旨の答弁がかつてなされているが、今後の小松島出張所整備の考え方について所見を伺う。
- A. 青葉区北部地区につきましては、当局としましても対応が必要と認識しております。改築を踏まえた検討につきましては、小松島出張所が単独施設ではなく、コミュニティセンターとの複合施設であることや、業務を継続しながら限られた敷地の中で、改築を行う必要があることから、建替えの順番や工事手法の検討・調整などが必要であると考えております。今後、設計・工事・解体など様々な作業を実施する必要がありますが、整備する機能の検討を含め、関連部署と連携を図りながら円滑に整備が進むよう努めてまいります。24時間の連続勤務を行う消防職員にとって、災害現場活動を迅速かつ的確に行うためにも十分な休憩、仮眠を取ることは重要であると考えております。

2. 消防団強化緊急事業五ヶ年計画について

- Q. 消防団強化緊急事業五ヶ年計画策定の目的について伺う。

A. 消防団強化緊急事業五ヶ年計画につきましては、消防団の充実強化が地域の防災力の向上に必要な不可欠であるとの認識のもと、東日本大震災での教訓や平成26年に施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の趣旨を踏まえ、計画的に消防団装備等の整備強化を図るため策定したものでございます。

Q. 消防団強化緊急事業五ヶ年計画の具体的な内容及び決算年度における事業について伺う。

A. 消防団強化緊急事業五ヶ年計画では、消防団の処遇の改善、安全装備品の充実強化、無線通信機器の整備、教育訓練の充実強化の4つを計画の柱として掲げております。

具体的には、職務報酬額の引き上げや機能性の高い活動服、IP無線機の配備、宮城県消防学校への入校者の増員を図ってきたところでございます。

決算年度における事業につきましては、救命胴衣及び防火衣の配備、宮城県消防学校への入校となっております。

Q. 消防団強化緊急事業五ヶ年計画の現時点における評価について伺う。

A. 本計画については、今年度で最終年度を迎えますが、これまで予定通り進捗しているところでございます。

この計画によりまして、消防団員の活動環境、特に東日本大震災の教訓を踏まえた安全装備等の充実が図られたものと認識しております。

Q. 決算年度に配備した6台の積載車への油圧カッター、担架、AED等の配備状況について伺う。

A. 決算年度に更新した6台の積載車につきましては、油圧カッターやAEDは装備していませんが、新たに折り畳み式担架及び簡易式コンクリート破壊器具を装備しているところでございます。

Q. 地域状況に合わせた資器材の配備の方針も必要と考えるが、所見を伺う。

A. 消防団の活動は、火災や水害、土砂災害など多岐にわたっておりますが、これらの活動で使用頻度の高い、消防ポンプやホース、チェーンソー、簡易救助資機材、救命胴衣等をすべての積載車に装備しているところでございます。

一方、主要河川の水防倉庫には、消防団の活用も想定し、ボートや船外機を保管するなど、地域性を考慮した対応を行っているところでございます。

今後も、消防団の意見も伺いながら必要な資機材の配備について検討して参ります。

Q. 昨年度において、消防団員確保対策及び活動環境等に関する検討会が開催されているが、その概要について伺う。

A. 「消防団員確保対策及び活動環境等に関する検討会」につきましては、消防団員の確保や消防団員の処遇、施設整備について検討し、地域防災力の向上につなげることを目的に設置したものでございます。

特に、消防団員の確保策につきましては、近年多発している自然災害への動員力や

即時対応力の低下に直結する喫緊の課題となっており、効果的な方策を打ち出すためには、消防団に対する様々な視点からの意見が必要なことから、消防団員や消防職員のほか有識者や学生も交えて、多角的に検討を行ったところでございます。検討会は平成30年度中に3回開催し、3月に報告書として取りまとめたところでございます。

Q. 検討会やこれまでの状況を踏まえ、現在の計画に続く新たな計画の策定について、どのように考えているのか伺う。

A. 検討会では、消防団員確保の方策として、広報の充実や休団制度の導入など、また、活動環境等の整備として、トイレや更衣室などの女性団員用施設や長時間の活動に適した待機室の環境改善等が提言されており、そうした取り組みを確実に推進するため、併せて中期的計画の策定が必要とされたところです。

この提言を受けて、令和2年度からの新たな中期計画の策定に向けた検討を現在進めているところでございます。

令和元年度第3回定例会 決算・一般会計補正予算等審査特別委員会第2分科会

質問 1 平成30年度に行った35人以下学級の取組の概要と決算額を伺う。

【答弁(教職員課長)】

平成30年度においては、35人以下学級を中学1年生から2年生までに拡充しておりますが、40人学級であった場合と比べて、学級数は30学級、教員数は43名の増となっております。

増員分の教員は、臨時的任用の講師で対応しており、その人件費は2億2261万円。その他、増加した学級分の授業に要する消耗品や備品の整備などに857万9千円を要しております。

この他、30年度決算では、今年度の中学校全学年への35人以下学級拡充に対応するため、教室改修など施設整備を行っており、この費用として1千287万8千円を要しております。

合計して、30年度の35人以下学級の拡充に要した決算額は、約2億4千407万円、全て市単独の経費でございます。

質問 2 本市で起こった自死事案等は、35人以下学級下で発生しているが、自死事案等対策として35人以下学級を拡充した根拠を伺う。

【答弁(教職員課長)】

一人一人の生徒に教員がしっかりと向き合っていく、このことは学校教育の基本として重要なことであると認識しております。

教員の多忙な現状の改善を図り、生徒たちにさらに心を配り把握していく、一方で、ク

ラスの中で生徒たちがそれぞれの発言や活躍の機会が増すことで、自己肯定感・自己有用感が高まり、自分自身を大切にできる心が育まれる、そのような効果が期待できるものと判断し中学校での35人以下学級の拡充を実施したところです。

質問 3 自死事案に係るスクールカウンセラーへの相談状況等を踏まえた35人以下学級の優先度について伺う。

【答弁(教職員課長)】

教員が生徒一人ひとりにきめ細かく対応できる体制を確保することは、学校教育活動の基本でございまして、35人以下学級の拡充を判断したところでございますが、近年、児童生徒の心のケアの必要性は高まっており、スクールカウンセラーへの相談件数も増え、ご指摘の事案においてもスクールカウンセラーへ相談していた例がございました。

スクールカウンセラーの充実も必要との認識がございまして、増員すべく予算の増額も図っております。

質問 4 昨年度末に実施した教員の勤務意識のアンケートの回答では、教員の多忙感が減少していないが、35人以下学級拡充の多忙化解消効果についてどのように考えているのか伺う。

【答弁(教職員課長)】

35人以下学級の拡充によって、昨年度より担当する生徒数が減った教員への調査では、「生徒指導の問題自体が増えた」、「学年の違いにより負担が異なる」との意見もございましたが、「面談や通信表作成に要する時間が減り、生徒と向き合う時間が増えた」、「授業中に声掛けしやすくなり、個別指導が充実した」といった効果を実感している声も寄せられております。

部活動や生徒指導上の対応などで、中学校の時間外在校時間は減ってはならず、多忙化解消への取り組みはさらに進めていく必要がありますが、1学級あたりの生徒数が減ることによる効果は見られているものと認識しております。

質問 5 35人以下学級での平成30年度のいじめ件数、いじめ認知件数は減少しているのか、いじめ・不登校児童問題の対応が充実・改善したのか伺います。

【答弁(教育相談課長)】

35人以下学級の導入により、学校現場からは生徒と向き合う時間が確保できるようになった、きめ細かな指導が可能になったなどの声がありますが、導入に伴って、いじめや不登校の件数が急速に減少したという状況はございません。

質問 6 35人以下学級よりもスクールカウンセラー、さわやか相談員、スクールソーシャルワーカー、養護経論、いじめ不登校専任経論の配置の充実を優先させることについて伺う。

【答弁(教育相談課長)】

いじめや不登校の対策は、本市の喫緊の課題であり、そのための人的支援の充実が必要なものと認識しております。

35人以下学級を導入し、1人1人の児童生徒へ担任が時間をかけて丁寧に関わるよう努めるとともに、スクールカウンセラー・さわやか相談員等の専門職を拡充し、相談体制の充実を図ってまいりました。

専門職の配置と、こうした人的支援体制を拡充することで、様々な課題が改善されるものと考えております。

**質問
7**

本市における不登校児童生徒の現状及び今後の取組について伺う。

【答弁(教育相談課長)】

平成29年度の仙台市小中学校の不登校児童生徒数は、小学校359名、中学校1,210名、合計で1,569名であり、平成24年度以降、6年連続で増加傾向にあります。

各学校においては、家庭訪問や別室対応を行うとともに、不登校児童生徒に対しましては、現在適応指導センター「児遊の杜」と市内7ヶ所に設置した適応指導教室「杜のひろば」において小集団での指導や個別対応、訪問対応等の支援を行っております。

今後につきましては、不登校対策検討委員会の提言などをしっかりと踏まえながら、新たな不登校を生まないための取組や、確実な初期対応などについて、研修の充実や人的支援を含めた組織体制の強化を図ってまいります。

**質問
8**

震災に伴う心のケア推進事業についての現状について伺う。

【答弁(教育相談課長)】

震災に伴う心のケア推進事業といたしましては、緊急時事案発生時の児童生徒へのケアを行う「緊急スクールカウンセラー等電話活用事業」、沿岸部の被災校6校の児童生徒に対する「心とからだの健康調査」や、これを踏まえて精神科医や臨床心理士を派遣する「心のケア支援チーム等派遣事業」、教職員を対象とした年3回の「心のケア研修」などの取組を進めているところでございます。

**質問
9**

国からの支援はいつまで受けることができるのか伺う。

【答弁(教育相談課長)】

東日本大震災後、震災に伴う児童生徒の心のケアを目的とした国の「緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金」につきましては、復興・創生期間の終了に伴い、令和2年度限りで終了する予定でございます。

**質問
10**

国の支援(緊急SC等活用事業)がなくなった場合、心のケア緊急支援が終了となるのか。現在、配置されている方々の行く先はどうしていくのか、お伺いします。

【答弁(教育相談課長)】

緊急スクールカウンセラー等活用事業については、復興・創生期間の国の補助終了後も、本市の現状も踏まえ、事業を継続していくことが必要と考えております。引き続き、国への要望を重ねるとともに、予算の確保に努めてまいりたいと存じます。

**質問
11**

スクールカウンセラーによる支援に関する費用とさわやか相談員配置による決算額と国からの補助金について伺う。

【答弁(教育相談課長)】

平成30年度のスクールカウンセラー配置事業に関する決算額は、1億2千5百59万円余でございます。そのうち国からの補助金は、6千3百65万円余となっております。

また、さわやか相談員配置事業に関する決算額は、1千8百91万円余でございます。そのうち国からの補助金は、6百14万円余となっております。

**質問
12**

各学校におけるスクールカウンセラーの予約の方法や予約状況をどのように把握しているか伺う。

【答弁(教育相談課長)】

スクールカウンセラーへの相談予約の方法につきましては、カウンセリングルームに設置した電話に相談者が直接予約したり、校内のポストに予約票を入れたりするなど、各校で工夫しております。また保護者が教頭や担任を通して予約を入れる場合もございます。

教育委員会においては、予約状況についての把握は行っておりませんが、毎月、相談件数等について学校から報告を受けております。

**質問
13**

学校HPなどを利用して予約できるシステムにしてはいかがかと思いますが、お伺いいたします。

【答弁(教育相談課長)】

相談者が、学校ホームページを利用し、他者に知られずに、カウンセリングの予約を行うためには、学校のインターネット環境の中に、個人情報保護のためのシステムを新たに導入する必要があります。

こうしたことから、現在、市立学校においては、ホームページ上での予約受付は行っておりませんが、他都市の取組等を参考に、研究してまいりたいと存じます。

**質問
14**

今移行期間ということで、すでに取り組みをされていると思いますが、現在の状況・また、課題などがあればお聞かせください。

【答弁(教育相談課長)】

平成28年度から今年度までの4年間、小・中学校における「主体的・対話的で深い学びの現実にむけた授業改善」これを推進するため、各区に1校ずつ設けた拠点校では、自校の授業改善を図るとともに、研究授業や研修会等の公開を通じて、その成果と知見を他校へ提供し、共有を図る取り組みを重ねて参りました。

今後、この4年間の各拠点校の実績と課題等を整理し、さらなる学習の充実が図られるように取り組んで参ります。

質問 15 スクールカウンセラーやさわやか相談員の需要が今後も増えていくと考えられます。各学校に常備配置した場合に必要な予算について伺う。

【答弁(教育相談課長)】

スクールカウンセラーを全市立学校に週5日7時間勤務した場合必要予算額は約8億2千4百万円となり、今年度予算額との差額は約6億5千9百万円となります。また、さわやか相談員と全市立学校に週5日6時間配置した場合、必要予算額は2億160万円となり、今年度予算額との差額は約1億8千2百万円でございます。

質問 16 スクールカウンセラー及びさわやか相談員を各学校に常時配置するよう制度を拡充することについて、所管を伺う。

【答弁(教育相談課長)】

児童生徒を取り巻く状況や課題が多様化・複雑化する中、子どもたちがいつでも気軽に相談できる組織体制を学校に作ることは、有効であると考えております。専門的な知見を備えた人材の確保については、困難な面もございますが、今後も、学校の状況を踏まえながら、スクールカウンセラー、さわやか相談員の拡充について、引き続き検討してまいりたいと存じます。

常任委員会にて質問をさせていただきました。

常任委員会

仙台市健やか子育てプラン2020について

- ① 認定こども園普及推進 ② 子供教育無償化に関連した保育料について

ひとり親家庭等安心生活プランについて

- ① 現在の受け入れ状況について ② ショートステイ先の児童養護施設について

令和2年第1回定例会一般質問

気候変動適応法をふまえた自然災害の防災対策について質問しました

小児難聴支援策について

産後ケア事業について

情報モラル教育について

気候変動適応法をふまえた自然災害の防災対策について

近年温暖化により想定外な自然災害が起きております。平成30年に策定されました気候変動適応法に基づいた気候変動適応計画では、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な気候変動適応の推進を掲げております。自然災害分野では洪水を起こしうる大雨が代表的な河川流域において今世紀末には1~3割増加する可能性と示されており、他の河川についても懸念すべきと考えます。又施設の能力を上回る水害頻発の指摘もあり下水道の着実な整備まちづくり、各主体が連携した災害対応の体制整備が示されております。これらのことをふまえ現在の仙台市の状況をしっかりと調べ把握し自然災害の防災対策について気象庁や過去のデータから推測した予測を用いて計画を立てるべきと考えます。想定外の災害だから仕方がないと言ふことのないような対策が急務です。世界的な防災リーダーの仙台として現在・未来の仙台市民の命を守るために未来的思考の防災を目指すべきと考えますが本市としての今後の考え方・方針についてお伺いいたします。

森林や道路の保水 雨水幹線 河川への道筋を考えた大きな視野での抜本的な水害対策の必要性があると考えます。河川・内水氾濫・土砂災害など各管轄部署が情報交換や協力しながら街づくりをすることを求めます。仙台市民の安心安全のための雨水排水の今後の具体的な取り組みはどうなっているのかお伺いいたします。

一方で自助の更なる啓発としてハザードマップの改正の必要性があると考えます。警戒レベルに応じた避難行動や、河川・内水氾濫・土砂災害別などより細かく使いやすくなりやすいものを求めますが、お考えをお伺いいたします。

【答弁】

[市長] 防災に関する今後の方針について

本市は、これまでも宮城県沖地震や東日本大震災を初めとするさまざまな災害によって被害を受けてきました。

これらの被災経験から得られた教訓は、第三回国連防災世界会議で採択されました仙台防災枠組や、また地域防災計画の中に生かされているところでございますが、毎年のように全国各地で豪雨被害が発生していることを踏まえ、過去の経験だけではなく、将来起こり得る災害リスクを想定しておくこと、これは大変重要なことだというふうに認識をいたします。

私といたしましては、関係機関や有識者の意見を伺いながらさまざまな災害リスクを想定し、ハード、ソフト両面から対策を講じていくことで、しなやかで強靱な防災環境都市づくりを目指してまいりたいと考えているところでございます。

[危機管理監] ハザードマップについて

市民の皆様に必要な避難行動を促すためには、最新のデータに基づくハザードマップが必要でございます。このため、内水ハザードマップにつきましては、関係局によるイ

ンフラの整備状況等に伴う見直しを進めてまいります。また、洪水や土砂災害のハザードマップにつきましては、国や宮城県による見直しの動きを踏まえ、適切に対応してまいります。

ハザードマップの使いやすさ、わかりやすさにつきましては、警戒レベルに応じた適切な避難行動につながりますよう、詳細な地図を確認するための本市ホームページへのアクセス方法の向上を図りますとともに、住民説明会においてその周知に努めてまいります。

【建設局長】雨水排水の具体的な取り組みについて

市民の皆様には適切な避難行動を促すためには、最新のデータに基づくハザードマップが必要でございます。このため、内水ハザードマップにつきましては、関係局によるインフラの整備状況等に伴う見直しを進めてまいります。また、洪水や土砂災害のハザードマップにつきましては、国や宮城県による見直しの動きを踏まえ、適切に対応してまいります。

ハザードマップの使いやすさ、わかりやすさにつきましては、警戒レベルに応じた適切な避難行動につながりますよう、詳細な地図を確認するための本市ホームページへのアクセス方法の向上を図りますとともに、住民説明会においてその周知に努めてまいります。

小児難聴支援策について

2019年5月に厚生労働省と文部科学省で連携して開催の「第3回 難聴児の早期支援に向けた保険・医療・福祉・教育の連携プロジェクト会合」で「すべての新生児が聴覚スクリーニング検査を受けて確実に早期療育につながる体制の実現に向けて」の中では 新生児聴覚検査の検査受験率は公費助成有の自治体では96.6%助成無し自治体は84.9%で本市は助成無しで86%です。

自己負担額は全国平均5,000円という中宮城県平均は約5,500円と他県の中でも高くなっており 仙台市の医療機関では8,000円位と更に高くなっておりました。近年小児への人工内耳機能が向上し言語能力やコミュニケーション力の発達は早期発見がより重要となっております。特に1歳～3歳の間に補聴器や人工内耳などの処置を行えば言葉の獲得ができ、その子の将来が大きく変わります 国でも様々な支援策の予算を大幅に増額しており、早い段階での支援策に取り組んでおります。交付税措置もされており検査受験率を上げる為にも新生児聴覚検査の助成を検討されてはいかがでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

また 聴覚障害児支援中核機能モデル事業として国で予算案が示され協議会が設置しやすくなりました。現在県の主導で行っている協議会の実施を本市としても設置し 受け身の取り組みではなく自主的に動き 県との連携をしつつ、より細かな支援が出来るように取組むことを求めますがご所見をお伺いいたします。

また 難聴児の支援は主にアーチルが担っておりますが、2・3か月待ちともなっているほど忙しい施設です。言語聴覚士や支援する体制拡充の取り組みをし、切れ目のない支援が出来るようにするべきと考えますがご所見をお伺いいたします。

次に色覚検査についてお伺いいたします。平成14年で色覚検査が必須項目から削除され平成15年から色覚検査が行われなくなりました。義務化から削除された原因として、学校生活に支障がないというほか、色覚特性を知られたくないとの声があり、その理由は差別や偏見にあうのを防ぎたいと聞きました。検査をしないという対策ではなく、差別や偏見を取り除く努力をすることが第一であったと考えます。この特性は人によって症状は様々です。紅葉の色の変化が分からない・肉が焼けたか焼けないかの区別がつかない・トマトなど実が色づくのがわからない・理科の実験結果の色の区別がつかない等々自分の特性を理解することで学校生活だけではなく、その後の人生までも影響が出てくることは明らかです。今は色覚補正眼鏡もあり、環境・境遇に関わらず早期に自分の体を理解し、しっかりと前を向いて自分の足で歩く事の出来るように支援が必要と考えます。現在は希望者のみで保護者の同意が得られないと検査が出来ません。周りの大人が気づくまで本人は苦しみ悩んでいるのです。保健日よりなどで検査の周知をしているとう事ですが、自分から検査を望む子がいる一方自分から言えずに学校から遠ざかってたりしてるのです。せめて眼科検診の時に色覚検査の希望の有無を併記をするなど検査を受けやすくする配慮をしてはいかがでしょうかと提案いたしますがご所見はいかがでしょうか。

また、この色覚特性が判明した場合校内ではどの様に情報共有がなされどの様な支援をしているのかお伺いいたします。

【答弁】

【健康福祉局長】聴覚障害児の支援について

本市を含めた県内における聴覚障害児の支援につきましては、東北大学病院と県立聴覚支援学校を中心に、県医師会のヒアリングセンター、本市のアーチルなど、さまざまな機関が対応しております。

現在、宮城県で設置をしております宮城県新生児聴覚検査療育体制検討会には、アーチルも含め、県内において聴覚障害児の支援に携わる保健・医療・福祉・教育分野の支援機関が参加をし、それぞれの取り組みの共有を図っており、今後、療育支援体制のあり方についても検討していくこととしております。

現在、アーチルでは、南北合わせて六名の言語聴覚士を中心に、他の専門職とともに中程度難聴児の言葉の発達への支援、発達障害との重複障害児への療育支援などを行っております。今後とも関係機関と連携し、障害等の状況に応じた適切な支援が確保されるよう、その役割を果たしてまいりたいと存じます。

【子供未来局長】新生児聴覚検査について

この検査は、出生直後の新生児を対象に、分娩された産科医療機関において、先天性の聴覚障害の発見を目的に実施されるものであり、難聴児の発見とその後の療育につながっているものと認識しております。

検査費の助成につきましては、子育て家庭の経済的負担の軽減に資するものと考え

ておりますが、本市の実施率の推移等も踏まえながら、必要に応じ検討してまいりたいと存じます。

【教育長】色覚検査に係る配慮について

児童生徒の色覚に関しましては、毎年、家庭から学校に提出される保健関係調査票において、色の見え方など気になる症状や相談希望の確認欄を設けており、記入状況に応じて、保護者の同意を得た上で色覚検査の実施や眼科の受診勧奨などの対応を行っております。

児童生徒本人からの色覚検査の希望については、発達段階に応じて意思確認の方法に工夫や配慮が必要になりますことから、引き続き、学校だよりや保健だより等を活用し、児童生徒の意思も確認できるよう、保護者への協力を求めてまいりたいと考えております。

【教育長】児童生徒の色覚特性に関する校内での情報共有、支援について

各学校では、色覚特性がある児童生徒を含め配慮が必要な児童生徒について、職員会議等を通じて職員間で情報を共有しており、一人一人の特性に応じて適切な対応や配慮に努めているところでございます。

授業においては、図表やグラフで表示する際に、線の種類や模様によって違いをあらわし、色以外の情報を補足することや、色覚の個人差を問わず、多くの方が色の識別をしやすい色覚対応チョークを使用するなどの配慮をしております。

また、色覚の特性を有することにより、就職に当たって支障が生ずる可能性を踏まえ、進路指導における助言等も行っているところでございます。

産後ケア事業について

この事業は核家族化が進み、孤独な子育てからくる産後うつや“うつ”からくるであろう虐待の防止にもなり、私自身も産後助産師さんに助けられた経験からとても良い事業だと思います。助産師さんもこの事業を試行錯誤しながらも必要性を感じていてやりがいを持って取り組んでおられる姿に感謝の念を覚えます。利用している方は自分のためにも子供や家族のためにもなると感謝しておりました。ただ単に空きベットの活用という事ではなく出産するなら仙台といってもらえる様な産後ケア事業としなくてはなりません。事業開始当初審査が厳しく利用者が少ない状況から、今は改善され少しずつ増加していると聞いております。現状において妥当な利用者数とお考えでしょうか。お伺いいたします。

また、産後ケア利用の流れは子供を抱えながら区役所に行き申請をして利用可能の結果待ちとなります。家族の申請も可となっておりますが、そもそもこの事業は家族が仕事している、遠方にいるなどの理由で利用している方々が多く、このような方々に対しては現状の申請方法ではなく、病院と連携しメールやFAXなど在宅や入院中に申請出来るなど配慮を求めますがご所見はいかがでしょうか。またリスクが明確な妊産

婦には声掛けをしているようですが表に見えないリスクのある妊産婦に対しての周知の方法の改善を求めます。まだまだこのケア事業を欲している人に事業内容が届いていないのではと感じます。

出産施設と産後ケア施設との連携をもっと密にし、入院中に広く周知し退院してすぐに産後ケア施設への移動が最適なケースがあると考えます。チラシの配布だけではなく医療機関への直接の声掛けなど少し踏み込んだ取り組みを求めますがお考えをお伺いいたします。また利用期間は生後4か月までの7日以内となっておりますがリスクが高い方に関しては延長も考えるべきと思いますが今後のご所見をお伺いいたします。

【答弁】

【子供未来局長】産後ケア事業の実施状況と周知の取り組みについて

産後ケア事業の利用者数は、平成31年1月の事業開始後、徐々に増加してきておりまして、妊産婦への周知が図られてきているものと認識しております。

事業開始時より、市政だよりやホームページへの掲載、母子健康手帳交付や新生児訪問の際のチラシの配付、県内の妊産婦健診実施医療機関等でのポスター掲示等を行ってきたほか、産科医療機関が出席する会議においても事業の実施状況を情報提供するなど、周知に努めてきたところでございます。

今後も関係機関と連携しながら、さまざまな機会を通じた周知の徹底を図り、サービスを必要とする妊産婦に情報が行き渡るよう取り組んでまいりたいと考えております。

【子供未来局長】産後ケア事業の利用申請について

産後ケア事業の利用に当たっては、母子の健康面の確認や手続等の説明が必要になることから、区役所等の窓口での申請を原則としておりますが、来庁が難しい場合は、電話相談の上、代理申請や事情によっては保健師等の訪問による対応なども行っております。

また、妊娠中からの事前申請も受け付けているところであり、出産後のスムーズな利用につながるよう、利用される方の御事情に合わせた柔軟な制度運用を図ってまいります。

【子供未来局長】利用日数の延長について

産後ケア事業に関する現行の国の基準におきましては、おおむね生後四カ月までを対象とし、宿泊型の利用期間は原則として七日間以内とされております。また、実施施設での受け入れ可能な人数等を勘案し、本市における対象や利用日数を定めているところでございます。

このたびの母子保健法改正では、対象期間の生後一年までの拡充等が示されており、利用日数の延長につきましては、国の動向や利用状況などを踏まえ検討を深めてまいりたいと存じます。

情報モラル教育について

小中学生のスマホの所持率は増加し、年齢も低年齢化しております。子を持つ親として危機感を覚えています。SNSツールのグループ中の会話について行こうと夜遅くまで使用したり、会話に混ざれなくて孤立感を覚えたり、また質問箱という機能には匿名で色々な書き込みができ、痛烈な誹謗中傷が書き込まれているケースもあり、だれが書き込んだのか疑心暗鬼になって登校出来なくなったりと言いつけばキリがない位いじめの温床になっていると感じます。

先般東北大学加齢医学研究所所長の川島隆太先生とお話をさせていただきました。川島先生と協力した仙台市の小中学生アンケートや追跡調査のデータを現在どのように活用し、どのような成果があったのかお伺いいたします。東北大学では加えてインターネット習慣がある子とない子の比較でMRIなどを用いて検証し、脳の発達を阻害する可能性があるという結果が出ています。兵庫県小野市ではこのデータを活用し子供たち自ら検証し、スマホの使い方を考え自主的にスマホ使用制限し使用に関する啓発活動を始めたそうです。

一方で家族との連絡や今は電話連絡網の配布が無い為友達同士の連絡方法ツールとしても大事な他、宿題など勉強で分からないことを教えあったり、学校を欠席した子に皆でクラスの様子や伝達事項を伝えたり使い方によっては良いものと変わります。本市は実践ガイドを各学校に渡し現場の忙しい先生方に任せ学活や授業、勉強会をしたりチラシを作成して保護者向けに啓発しているとのことですが、更に子供達自らが使い方を考え実践しました。家庭内で話し合い自主規制できるような取り組みが急務だと考えます。情報モラル教育として専門分野の担当課を設け仙台市として共通認識の教員を派遣し本気で未来志向の教育をし確実に成果が出る様にしていく必要があると考えますがご所見をお伺いいたします。

【答弁】

【教育長】仙台市生活・学習状況調査のデータ活用と効果について

これまでの仙台市生活・学習状況調査をもとにした東北大学との共同研究から、スマホアプリの使用状況と学力等との相関が明らかになってきております。こうしたデータを活用したリーフレットを作成し、適切な使用や家庭でのルールづくりについて、児童生徒や教員を初め保護者の皆様へ啓発を図っているところでございます。

状況調査の結果から、スマホ等の使い方について家族と話し合い、約束したことを守っている児童生徒の割合は年々増加しておりますことから、一定の効果があったものと認識しております。今後も学校や家庭でのルールづくりがなお一層浸透し、適切な使用につながるよう、データを活用した啓発に努めてまいりたいと存じます。

【教育長】今後の情報モラル教育について

スマートフォン等の情報機器が急速に普及している状況などから、これを適切に使

用する情報モラル教育の充実を図る必要があると認識しております。

本市では、学識経験者や保護者、教職員で構成する情報モラル教育推進会議を組織し、具体的な対策などの検討を行っており、この中に教育委員会の関係各課が参加し、連携を図っているところでございます。

会議での協議を踏まえ、教育委員会では、情報モラルを含む情報活用能力の育成を図るための指導方法等を検討し、その内容をもとに学校を指導、支援しております。

情報モラルは、情報を活用するための知識、技能との一体的な力として向上を図る必要がありますので、情報モラル教育を専門に担う担当課を設けることなく、関係各課の連携を十分に図りながら推進してまいりたいと存じます。

令和2年第1回定例会消防局 予算特別委員会

1. 新型コロナウイルスへの対応について

Q. 発熱がある方からの119番通報があった場合の対応はどのようになっているのでしょうか。

A. 新型コロナウイルス感染症を疑う119番通報があった場合の対応についてでございます。

発熱及び呼吸器症状と流行が確認されている地域への渡航など、国の示す要件に合致した際には、管轄する区の保健福祉センターへ連絡し対応を引き継ぐこととしております。

しかしながら、通報内容から緊急かつ重篤な症状があると推測される場合には、速やかに救急隊を出場させるとともに、当該保健福祉センターへ情報提供することとしております。

Q. 次に救急車の付き添いの方についてですが、通常は同乗すると思いますが新型コロナウイルス感染を疑われる方の付き添いには感染の心配がある一方でどうしても付き添いが必要な方もいると思われれます。対応はどのようにするのでしょうかお伺いいたします

A. 新型コロナウイルス感染症を疑い医療機関に搬送する場合の付き添いの方への対応につきましては、原則として、感染防止の観点から同乗を控えていただき、他の車両などで医療機関へ来院していただくよう、丁寧に説明することとしております。しかしながら重篤なケースなど、やむを得ない場合につきましては、付き添いの方にマスクを装着していただき、救急車の助手席に同乗を求めるなど、適切に対応してまいります。

しかしながら、通報内容から緊急かつ重篤な症状があると推測される場合に

は、速やかに救急隊を出場させるとともに、当該保健福祉センターへ情報提供することとしております。

Q. また、救急搬送・移送の際の感染症対策は現在どのようになっているのでしょうか。

A. 当局では「新型コロナウイルスに係る基本的な救急対応」を定めており、その中で救急現場活動においては、感染防止衣、ヘルメット、ゴーグル、高気密のN-95マスク、手袋を装着するなど、標準的な感染予防策、いわゆるスタンダードプレコーションを徹底しております。

また、必要に応じて、アイソレーションフードというビニール製のテントを用いて、傷病者と隊員の活動スペースを区分けし、隊員への感染リスクを軽減するとともに、併せて換気を行うなど、救急隊員の感染防止対策に取り組んでおります。

Q. 4月には人事異動のほか仙台市中央救急出張所開設もあります。新型コロナウイルス感染が続く中救急隊員への感染症に対する教育と今後の教育・研修体制についてはどのようになっているのでしょうかお伺いいたします。

A. 救急隊員の感染症に対する教育及び研修につきましては、これまでの間、救急救命士の指導者研修や医師を交えた症例検討会などにおいて、救急医療の一翼を担うといったスタンスの下、感染症予防の基本的な教育に取り組んできたところでございます。

また、本年4月に開所予定の「仙台市中央救急出張所」には、新たに救急対策係を新設し、今般の新型コロナウイルスを含めた、様々な感染症に対する教育・研修の強化を図ることとしております。

今後とも救急隊員の教育・研修体制の充実に努めて参りたいと存じます。

2. 帰宅困難者支援策について

Q. 仙台駅・長町駅周辺帰宅困難者対応指針の目的には「震度6弱以上を観測する大震災等の大規模災害が発生した場合」とありますが近年発生している台風などの風水害でJRやバスの不通時にも対応するのか。

A. 仙台駅・長町駅周辺帰宅困難者対応指針につきましては、大規模災害の発生による公共交通機関の運行停止を受け、駅周辺に多くの帰宅困難者が発生することを想定し、平時から発災後数時間までの帰宅困難者対策の取り組みについて示したものとなっております。

したがって、地震のみならず台風等により公共交通機関が停止し帰宅困難者が発生した場合にも、当指針により対応を行うものとしております。

Q. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会では多くの外国人観光客や、市外の旅行者が来仙すると予想されるが、発災当初の帰宅困難者の対応はどのよ

うになっているのか。

A. 帰宅困難者が発生した場合の対応について、仙台駅では平成26年度より、東日本大震災時に発生した帰宅困難者11,000人を想定し、駅周辺の関係事業者とともに実動訓練を実施しており、訓練では帰宅困難者の案内・誘導とともに、外国語対応カウンターの設置や、多言語版案内リーフレットの配布、通訳ボランティアの募集等の対応手順を繰り返し確認しております。

今後につきましても、外国人の方や市外からの観光客の方が帰宅困難者となった場合であっても、適切に対応できるよう、引き続きこのような訓練に取り組んでまいります。

3. ハザードマップについて

Q. 昨年の令和元年東日本台風の際に本市のハザードマップを活用し積載車から避難行動の広報活動をしました。自分の命を守る行動を!との想いで広報いたしました。が、その声が届いていたのか、また広報を聞いた方々が自分達が該当しているのかしてないのかを自覚しているのかと、とても気になりました。実際に土砂災害があつてから避難した方もおりました。その方に聞くと危険区域とは認識はしていたけれど実際に崩れた場所は思っていたところとは違うところだと言っておられました。分かりにくいのかなあと率直に思いました。

現在、ハザードマップはHP上で見ることはできますが、内水氾濫と洪水・土砂災害・津波などとなっています。名前も仙台防災タウンページとかと仙台くらしのマップなどがあります。ここで資料の提示をさせていただきます。仙台市のHPのトップページです。(資料を提示しアクセスの方法を説明いたします)HP上でハザードマップへのアクセスの仕方をもう少しわかりやすくするなど活用しやすいようにするなどはないのでしょうか

A. ハザードマップへのアクセスにつきましては、確かにTOPページの防災緊急情報からハザードマップの掲載ページに移動して8種類のマップ関係データ関係から、さらに選択する等々となかなか目的とするハザードマップに速やかにご覧いただけないといったご指摘もその通りかと存じます。

今後、本市HPで必要とするハザードマップへ容易に早くアクセスできますように関係データを整理して参りまして、タイトルや見出しの掲載方法を工夫して参りたいと思っております。使いやすい、見やすい情報提供に努めて参ります。

令和2年第1回定例会教育局 予算特別委員会

質問
1

遠隔教育の概要について伺う。

【答弁(教職員課長)】

本事業は、市内の病院に入院する、通常の学級に在籍する児童生徒のうち、院内学級の入級対象とならない児童生徒の学習の機会を保障するために、ICTを活用して授業を受けられるようにするものでございます。

具体的には、児童生徒が在籍する学校の教室と病室をインターネットでつなぎ、タブレット端末を使って同時双方向に音声と映像を中継して行うものでございます。

質問 2

「遠隔教育の予算の内訳と何人くらいを想定しているのか伺う。」

【答弁(教職員課長)】

予算として計上しております65万円は、すべて必要な機器の賃借料でございます。利用する児童生徒数は、数名程度を想定しております。

質問 3

機器は、病院での使用のみなのか、退院後の自宅療養期間での使用はできないのか、こうした児童の保護者から相談があった場合には対応してもらえるのか伺う。

【答弁(教職員課長)】

本事業は、病院に入院中の児童生徒を対象にして行うことを想定しております。退院後の自宅療養期間につきましては、ニーズを踏まえながら、今後必要に応じて対応を検討してまいりたいと考えております。

なお、自宅療養期間中の対応につきましてご相談を受けた場合には、意向をよく伺い、個別に可能な対応を検討してまいりたいと考えております。

質問 4

病気療養児に対する遠隔教育の導入は、とても画期的な取り組みだと思う。ゆくゆくは、不登校生や保健室登校など教室に行けない児童生徒への活用も必要ではないかと思うが、ご所見を伺う。

【答弁(教職員課長)】

学校に登校することができないなど、様々な事情がある児童生徒にとって、遠隔教育に係る取り組みは、知識習得のみならず、円滑な学校復帰や自立を支援する上で、有効であると捉えてございます。

今回の病気療養児に対する遠隔教育の実施状況なども踏まえながら、不登校の児童生徒に対するICTを活用した学習支援について、検討してまいりたいと存じます。

質問 5

本市として、将来的に検討してはどうか、伺う。

【答弁(教職員課長)】

様々な事情により学校に通うことができない児童生徒に対し、状況に応じた学習支援を行うことは重要なことだと認識しております。

現在、本市においても、遠隔教育システムの実証研究事業の中で、WEB会議ツールを活用した遠隔教育を、市内モデル校と市内大学や海外日本人学校と接続して、試行しているところでございます。

学校における教育活動の中での使用を考えているところではございますが、新たな活用方法も含め、ICTを活用した学校支援について、検討してまいりたいと考えております。

令和2年第1回定例会健康福祉費予算特別委員会

1.産後ケア事業について

- Q. 事業開始から1年経ちました。2年目の予算額936万余となっております。月に換算すると約78万円です。国の人口数に応じた補助額は満額で月に425万円と伺いました。1/2の補助ですので1か月850万円まで補助が降りる計算ですが、本市のこの予算額の根拠を教えてください。
- A. 予算額936万8000円の内訳ですが、産後ケア事業実施の委託料として、宿泊型については、70組が5日間の利用、デイサービス型については、60組が3日間の利用を見込み、915万7000円と積算しております。その他、チラシ等の印刷費として21万1000円を計上しております。
しかしながら、通報内容から緊急かつ重篤な症状があると推測される場合には、速やかに救急隊を出場させるとともに、当該保健福祉センターへ情報提供することとしております。
- Q. 利用が増加し予算オーバーとなった場合受け入れを厳しくしたりしないように各区ともしっかりと確認をお願いいたします。次にお伺いいたします。産後ケア事業の施設の利用の偏りはありますか。事業施設として名前はあっても実際利用実績がない施設はあるのでしょうか。
- A. 現在、本市の産後ケア事業は、14か所の医療機関で実施しており、宿泊型で連続して利用できるなど、受け入れ体制に比較的余裕のある施設の利用実績が多くなっている状況でございます。平成31年1月の事業開始以来、利用実績のない実施施設は、1か所ございました。
- Q. 受け入れ易くするために産後ケア事業の施設を増やす必要があると思います。例えば次世代育成支援対策施設整備交付金というのがあります。児童福祉施設等に係る施設整備に対する交付金ですが、令和2年度では産後ケア

事業を行う施設の整備費が創設されます。これらの制度を活用し拡充するか、また、現在の補助金制度の妊娠・出産包括支援緊急整備事業という産後ケア事業施設の修繕などの必要な体制を整備するための補助の活用をし、産科をやめた医療機関や助産院などに広くケア事業をしてもらい、産後ケア事業を充実させるためにも活用を視野に入れたらどうでしょうか。

- A. ご紹介のありました交付金や補助金の活用による産後ケア事業実施施設の拡充につきましては、拡充する施設や設備が産後ケア事業の利用に特化していることなどが、適用の条件になるものと考えております。
産後ケア事業の充実に向けましては、本市の利用状況や国の動向を踏まえつつ、実施施設とも相談しながら、検討を深めてまいりたいと存じます。

2. 養育費確保支援について

Q. まず、ひとり親世帯で養育費を受け取っている世帯の割合、養育費の取り決めをしている世帯の割合は現在どのようになっているのでしょうか。

- A. 昨年度実施しました「仙台市ひとり親家庭生活実態調査」では、離別によるひとり親家庭において、養育費を受け取っている割合は26.5%、養育費の取り決めをしている割合は46.6%でした。

Q. かなり低い受取率となっております。子供の貧困の原因にもなるし、片親にだけ負担がかかっている状況は本市だけではなく全国的な問題だと思います。新規の支援策として「ひとり親の養育費相談の強化」とありますが今までとどう違うのでしょうか。

- A. これまで、母子家庭相談支援センターにおいて、養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員による相談対応等を行ってまいりました。令和2年度においては、弁護士による専門相談の実施や、新たに相談員による家庭裁判所等への同行支援を行うこととしており、相談体制の充実を通じて、養育費確保に向けた手続支援に取り組むこととしております。

Q. 相談に乗るだけでなく解決に向けてしっかりと取り組む必要があると思いますので行政とも連携して強化をお願いいたします。次に保証会社契約の保証料助成の概要はどのようになっていますか。

- A. 養育費の取り決めをしているひとり親の方が、保証会社と養育費の保証契約を締結した場合、当該契約の初年度の保証料を一定の上限のもと助成するものです。

Q. 保証会社は全国で2件ということですが、独占企業で保証会社が儲かる仕組

みなのではという声もありますがどのようにお考えでしょうか。

- A. 現在参入している保証会社は少ない状況ではありますが、特定の保証会社が提供しているサービスのみを助成対象としてはおらず、今後、新たな事業者が参入して提供される養育費保証契約も広く対象に含まれる仕組みとなるよう、検討しております。

Q. 手数料を払ってでも養育費が手元にくるのは大変ありがたいことと思いますが、保証会社と契約できる条件はどうなっているのでしょうか。

- A. 保証会社では、実際に養育費の支払いが滞った場合に、保証会社が契約者に対して養育費の立替を行ったうえで、養育費の支払い義務者に対して請求を行うこととなります。そのため、支払義務者が明確となっている養育費の取り決めがあることが前提となると考えられます。

Q. 協議離婚した時に養育費の取り決めをしている割合は先ほど50%とお答えいただきましたが残りの約46.6%の方々への支援策はどのようになっているのでしょうか。

- A. 本市で行ったアンケート調査では、養育費の取り決めをしていない理由として、相手と関わりたくない、相手に支払う意思・能力がないと思ったなどの回答をいただいております。

養育費の確保に向けては、このような背景を踏まえた丁寧な支援が必要と考えておりますことから、保証料の助成のほかに、養育費の取り決めがなされていない方に対しましては、それぞれのご事情を伺いながら、弁護士による相談対応や家庭裁判所等への同行支援などにより、支援してまいりたいと存じます。

Q. 出来る限り支援策が広がるようにして頂きたいと思います。さて、兵庫県明石市では行政が養育費の不払いについて立て替え払いをするということを検討していると発表されておりました、同じく明石市が今後養育費不払いに対して罰金を科すというような条例づくりを目指しているといことですが、本市としても是非目指して頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

- A. 養育費の確保については、明石市をはじめ、各自治体で様々な取り組みが検討されていることは承知しております。

養育費は、子どもの健やかな成長を経済的な側面から支える上で重要なものであり、こうした養育費の意義について、近年、社会的な理解が深まってきているものと認識しております。

本市としては、令和2年度からの相談強化や保証料助成等の新たな取り組みを着実に進めていくこととし、まずはその成果を見極めながら、国の動きなど関連情報の収集に努めてまいりたいと存じます。